

令和7年度第1回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

【日 時】 令和7年8月4日（月）14時30分～16時00分

【場 所】 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

【出席委員】 委員8名中7名出席

力石真（会長）、安東直紀、折本寿子、福田由美子、塚野路哉、
粟島浩二、井上愛美

【議 題】 (1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名について
(2) 届出案件に対する意見聴取

【対象店舗】

- (1) （仮称）ドラッグコスモス可部北店
- (2) 藤三光南店

【公開・非公開の別】 公開

【傍 聴 者】 0名

【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

議題(1)

審議会規則第5条第1項及び同条第3項に基づき、会長及び会長職務代理者を決定した。

議題(2)

（仮称）ドラッグコスモス可部北店

<主な質疑内容等>

- 質問1 騒音予測について、夜間に発生する騒音ごとの最大値予測は行っているが、昼間の最大値予測は行わないのか。
- 回答1 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下、指針という。）に基づき、予測を行っている。指針において昼間は等価騒音レベルの予測のみ求められているため、昼間の最大値予測は行っていない。
ただし、騒音の発生をできるだけ抑えるため、荷さばき施設や空調施設等ではできるだけ住宅から離れた位置に配置すること等で騒音への配慮を行っている。
- 質問2 店舗境界部分はどのようになっているか。
- 回答2 道路に面している部分については縁石を設置して安全対策を行っている。
民地に面している部分については基本的にメッシュフェンスで対応しているが、今後周辺住民から要望等があった場合は目隠しフェンスの設置も検討する。
- 質問3 照明計画については検討中と資料に記載があるが、一方でサイン配置図では南東の位置に広告塔を設置する計画となっており、詳細を教えてください。
- 回答3 広告塔については配置を検討中であるため、現在の予定ということでサイン配

置図には記載している。一本足の広告塔で、「ドラッグコスモス」と記載されたものを予定している。

- 質問4 生鮮商品の取扱い予定はあるか。
- 回答4 原則取扱いの予定はない。ただし、店舗によっては住民からの要望次第で傷みにくいものやパック野菜、精肉店と提携して肉類を販売しているケースはある。その場合でも荷さばき車両が大幅に増えることは無い。
- 質問5 営業時間を午前9時から午後10時で届出されているが、実際の営業時間はどのように計画されているか。
- 回答5 午前10時から午後9時を予定している。
- 質問6 店舗の色はどうなるのか。
- 回答6 ベージュに一部茶色を予定している。
- 質問7 周辺に住宅があり徒歩の来客者も多いことが考えられるが、駐車場内の歩行者の動線はどのようになっているか。
- 回答7 駐車場内の歩行者の動線は特にルールを設けていないが、歩行者が多い店舗前は幅員を6m以上確保することで安全対策を行っている。また、風除室については自動ドアをずらして設置することや門型バリカーを設置することで歩行者への配慮を行っている。

【審議結果】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

ただし、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

- ・バス停付近にスペースを確保できないか検討した上で、バス停付近の安全対策について必要に応じて適切な対応を行うこと。

藤三光南店

<主な質疑内容等>

- 質問1 営業時間を午前8時から午後10時で届出されている。店頭の荷さばき施設における荷さばき時間帯は営業時間と被らないようにするという説明だったが、実際の営業時間はどのように計画されているか。
- 回答1 通常は午前9時から午後10時を予定しているため、午前9時までには荷さばきを終了させる。なお、一時的に午前8時に開店をする場合も、それまでに終了させ営業時間と被らないようにする。
- 質問2 緑化計画について、詳細を教えてほしい。
- 回答2 地上部については隣地境界線に芝貼りを行う。壁面部分はネットを設置しヘデラ・ヘリックスという植物を直植えする。

- 質問3 西側道路は駐車禁止になっているが、トラック等が駐車されていることが多いように思われる。店舗来客者により交通量が増えると、交通に支障をきたす可能性もあり、店舗として何か対策を行わないのか。
- 回答3 警察へ協議済みであり、今後取り締まりを強化するという話であったので基本的には警察へ任せる形となるが、今後周辺の様子を見ながら警察とは連携を強化していきたいと考えている。
- 質問4 照明計画のうち、光害対策については「スポット式照明器具を使用し、駐車場面、サイン面のみを照射する」と記載があるが、立面図上では店舗正面（西側）を全面的に照らすようになっており、全面がサイン面となるのか。
- 回答4 全面がサイン面となるわけではない。なお、スポット式照明はそれほど強いものではない。
- 質問5 駐車場内を一方通行にしない理由は何か。
- 回答5 出入口が2か所あることや、南側入口から来店する車両は直接屋上に行くことが考えられるため、利便性の観点から一方通行にはしていない。ただし、今後の状況を見ながら必要に応じて一方通行とすることも検討する。

【審議結果】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

ただし、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

- ・西側道路における違法駐車について、警察と連携を強化の上、近隣の事業所へ配慮を求める等必要に応じて適切な対策を行うこと。
- ・壁面緑化の維持管理を適切に行うこと。